



丹波篠山市監査課  
令和4年6月23日

丹波篠山市監査委員 畑 利清 様

丹波篠山市監査委員 河南 克典 様

丹波篠山市長 酒井 隆明



#### 定期監査結果報告に係る措置の状況について（報告）

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

#### 1 措置を講じた部局

市民生活部

#### 2 監査の種別

定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項、並びに丹波篠山市監査基準第4条第2項による監査）

#### 3 監査の期間

令和2年9月1日～令和3年1月29日

#### 4 措置の内容

別紙のとおり

## 監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和3年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 定期監査
対象部署等	市民課
対象事項	マイナンバーカードの普及・啓発について
指摘等内容	<p>平成28年1月からマイナンバー制度が導入され、マイナンバーカードの交付が始まっている。令和2年3月からは、コンビニ交付サービスの開始や市の広報紙やホームページに掲載する等、登録の推進に取り組まれている。しかしながら、令和2年9月末時点のマイナンバーカードの申請件数は9,511人（住基人口比22.99%）で県下各市町の平均交付率の30.42%を下回っている。</p> <p>については、先進地の取組状況を参考にする等、更なる普及、啓発に取り組まれたい。</p>
改善措置通知日	令和4年6月23日 改善措置通知
改善措置内容	<p>令和4年4月末時点のマイナンバーカードの申請件数は20,643人（住基人口比50.54%）となっています。兵庫県の平均申請率は、56.45%です。</p> <p>令和3年度はマイナンバーカードの普及促進のため、申請されたマイナンバーカードを自宅まで郵送する「申請時来庁方式」を開始するとともに「出張申請サポート」を各支所だけでなく、市内企業や事業所、自治会、学校、税申告会場等へ拡大し、761人の申請を受け付けました。</p> <p>また、マイナンバーカードの利便性を高めるため、令和2年3月から開始したコンビニ交付について、令和4年4月から交付手数料を100円減額し200円としました。令和2年度のコンビニ交付の交付枚数は1,089枚でしたが、マイナンバーカードの普及とともに令和3年度は2,024枚と増加しています。</p> <p>令和4年度は、各支所でマイナンバーカードの交付事務等ができるよう体制整備を行っています。</p> <p>また、「出張申請サポート」を平日だけでなく休日や夜間にも商業施設や公共施設、自治会、期日前投票所などで実施する予定としています。</p> <p>さらに新型コロナウイルス感染症対応地域創生臨時交付金を活用して、各種行政手続のオンライン化の推進を目的としてマイナンバーカードの普及促進を図るため、マイナンバーカードの取得者及び申請者に市内登録店舗で使用できる一人3,000円の「クーポン券配布事業」を実施し、申請率85%を目指しています。</p>
改善措置公表日	令和4年6月29日 改善措置公表

**【留意事項】**

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

<別紙>

**監査結果に対する改善措置通知票**

監査結果報告日	令和3年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 定期監査
対象部署等	中央公民館（前、地域コミュニティ課）
対象事項	施設使用料の見直しについて
指摘等内容	<p>社会教育施設の使用料については、平成11年度の合併以降改定がされていない状況にある。</p> <p>施設使用料の見直しに際しては、本年の決算審査においても同様に意見を提出しているが、各施設における原価計算と需要見通しを的確に行い、当該施設を「利用する市民」と「利用しない市民」双方が理解できる受益者負担割合となるよう、近隣市町の使用料も参考にした金額設定について検討されたい。</p> <p>また、令和3年度の公共施設等総合管理計画の見直しや新たな財政計画の策定と合わせ、市全体として施設使用料の見直しについて取り組まれたい。</p>
改善措置通知日	令和4年6月23日 改善措置通知
改善措置内容	<p>社会教育施設を含む公の施設については、議会等からのご意見を踏まえて令和4年度にオンラインによる予約システム導入を予定しています。</p> <p>システム導入にあたっては、条例等を含む関係法令の整理が必要となります。使用料の見直しを行う場合には、施設の維持管理経費を根拠とする原価の算定方法、受益者と公費の負担比率、使用料減免対象の設定、市内・市外区分の取扱い、施設需要に沿った貸館区分、利用促進のための環境向上等、市の公共施設全般にわたり統一的な方針や対応が求められることから、引き続き、行政経営部も含め市全体で協議ていきたいと考えます。</p>
改善措置公表日	令和4年6月29日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

<別紙>

**監査結果に対する改善措置通知票**

監査結果報告日	令和3年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 定期監査
対象部署等	地域振興課（前、市民協働課）
対象事項	① 地域づくり交付金事業の公表について
指摘等内容	各まちづくり協議会における事業の公表については、事業完了年度から5年間とし、事業報告書等を市のホームページに掲載することになっているが、定期監査所管事項総括説明時点（R2.10.7）において平成22年度及び23年度の事業のみ公表されていた。 については、地域づくり交付金交付要綱第16条（公表）の規定に基づき、適正に処理されたい。
改善措置通知日	令和4年6月23日 改善措置通知
改善措置内容	平成23年度以降、事業報告の公表が出来ていない状況であったため、令和2年12月18日及び12月21日に地域づくり交付金説明会を実施し、事業報告書を市のホームページで公表することを改めて説明しました。そして、写真等の取扱いもあることから、令和2年度分から公表することとし、令和3年7月1日に、令和2年度の実績報告をホームページで公表しています。令和3年度分についても、令和4年7月上旬にホームページで公表する予定です。
改善措置公表日	令和4年6月29日 改善措置公表

**【留意事項】**

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

<別紙>

**監査結果に対する改善措置通知票**

監査結果報告日	令和3年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 定期監査
対象部署等	地域振興課（前、市民協働課）
対象事項	② 地域づくり交付金の剩余金の繰越について
指摘等内容	<p>地域づくり交付金交付要綱第13条（剩余金の繰越し）において、交付金の剩余金が生じたときは繰り越しすることができるとされており又、実績報告書により繰越額及び剩余金の使途を明確にしなければならないと規定されている。</p> <p>しかしながら、この実績報告書内における繰越金の使途を記載する欄のみではなく、明確に剩余金の使途を把握する様式として、別途、繰越にかかる協議書等の提出を求めること。</p>
改善措置通知日	令和4年6月23日 改善措置通知
改善措置内容	<p>地域づくり交付金の繰越金が生じる場合は、実績報告書の中に繰越金の額と使途について明記することとしていましたが、余剰金の使途を明確にするため、繰越事業計画書を別途定め、令和2年度事業分から繰越が生じる場合は、繰越事業計画書の提出をまちづくり協議会等に求めるにしました。</p> <p>また、余剰金の繰越については、「新規事業の実施」または「既存事業の拡充」の場合に認めていましたが、令和3年度分からは、「新規事業の実施」のみに改め、事業内容を十分確認したうえで認めるようにしています。</p>
改善措置公表日	令和4年6月29日 改善措置公表

**【留意事項】**

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

<別紙>

**監査結果に対する改善措置通知票**

監査結果報告日	令和3年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 定期監査
対象部署等	市民安全課
対象事項	① 消防団員の確保について
指摘等内容	令和2年度の消防団員数は機能別消防団員を含めて1,203人であるが、市内で勤務をしている消防団員は824人（68.5%）で又、定数より50人少ない状況となっている。 災害等において実際に活動できる消防団員及び機能別消防団員の確保について引き続き取り組まれたい。
改善措置通知日	令和4年6月23日 改善措置通知
改善措置内容	令和4年4月現在の団員数は1,189人で令和2年度から比較すると減少をしています。市内で勤務している消防団員数は令和3年2月現在の数字になりますが821人（68.2%）でほぼ変わりがありません。消防団員の活動については地域との結びつきが強いため、消防団幹部を通じて各分団に対して呼びかけ、団員数の増加につながる活動を行ない団員の確保に努めます。 また、昼間の火災に対する備えとして効果的である機能別消防団員については、要綱改正を令和3年6月30日に行い、1分団当たりの定数7人以内を10人以内に改めました。また、機能別消防団員の増員に努めており令和4年4月1日から新たに4名入団いただきました。
改善措置公表日	令和4年6月29日 改善措置公表

**【留意事項】**

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

## 監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和3年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 定期監査
対象部署等	市民安全課
対象事項	② 消防団員の準中型免許の取得促進について
指摘等内容	<p>現在、各消防団に配備されている消防車両は、全体で68台あり、車両の種別としてはタンク車(7.72~7.99t)が8台、ポンプ車(3.41~4.36t)が11台、小型ポンプ積載車(2.21~3.64t)が49台となっている。</p> <p>道路交通法の改正により、平成29年3月以降に取得した普通免許では総重量3.5t以上の車両は運転ができず、タンクやポンプを搭載した車両を運転するには、中型免許(総重量が11t未満まで運転可)や準中型免許(総重量が7.5t未満まで運転可)の取得が別途必要となる。</p> <p>このことから、免許の取得促進策として、免許取得費用の助成制度の創設等について検討されたい。</p>
改善措置通知日	令和4年6月23日 改善措置通知
改善措置内容	<p>道路交通法の改正により、平成29年3月以降に取得した普通免許では総重量3.5トン以上の車両は運転できないため、免許取得費用の助成制度の創設を予算措置等を含め検討してきたことにより、令和4年度より要綱設置を行うとともに予算措置も行いました。</p> <p>既に、消防団には周知説明を行い、対象となる団員には免許取得いただくよう分団長を通じ周知しています。</p> <p>また、小型ポンプ積載車については、総重量が3.5トンを超えない車両として消防団と協議によりご理解を得て、令和3年度更新分から3.5tを超えない軽車両としています。</p>
改善措置公表日	令和4年6月29日 改善措置公表

**【留意事項】**

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果 報告日	令和3年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 定期監査
対象部署等	市民安全課
対象事項	③ 安定ヨウ素剤の配布について
指摘等内容	<p>平成27年度から安定ヨウ素剤の事前配布を実施し、3歳未満では554人、3歳以上13歳未満では2,415人、13歳以上では11,178人の市民に配布し、市民全体では14,147人の方に配布されている。また、アンケート調査（平成28年度実施）の結果からも、受領された市民には一定の安心を提供できたとされている。</p> <p>しかし、課題としては、平成27年度から令和元年度の5年間における財政負担として総額14,738,138円の一般財源が支出されており、今後も配布し続けると新たに負担が増えることになる。安定ヨウ素剤そのものは安価であるが、配布に必須とされる医師及び薬剤師の報償費の割合が大きいこと又、平成27年度配布の更新率が約8割、平成28年度配布の更新率が約4割に留まっていることから効率的な運用が求められるところである。</p> <p>平成30年3月の篠山市議会予算特別委員会において「安定ヨウ素剤配布事業について、事業開始3年の検証の結果、継続して事業を実施する。しかしながら、その効果及び今後の国の原子力対策の状況の変化を判断する必要があるとともに、3年後に市民等への公平な事業実施のあり方を検討すること。」と予算に対する附帯決議が出されている。</p> <p>これらのことから、原子力災害対策検討委員会等において、国や県の原子力対策の状況や近隣市町の状況を踏まえ、市民等への事前配布が公平な事業の実施であるか又、効率的な運用がされているか等、事業実施のあり方について検討すること。</p>
改善措置 通知日	令和4年6月23日 改善措置通知
改善措置内容	<p>安定ヨウ素剤事前配布事業は、平成25年4月に兵庫県が発表した放射性物質の拡散予測で、福井県の原子力発電所で事故が発生した場合、丹波篠山市での甲状腺の被爆線量が基準を大きく上回る可能性が示されたことを受けて、丹波篠山市では原子力災害対策検討委員会を立ち上げ、種々の検討を重ねて検討委員会からの提言に基づき、市民の安全・安心を確保するため平成27年度より実施しています。</p> <p>国はエネルギー基本計画で、原子力発電所を「エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」と位置づけ、原子力規制委員会の新規制基準に適合した原子力発電所の再稼働を進めており、2030年時点の原発比率を20~22%と定めるなど将来に亘り稼働が計画されています。</p> <p>そうした状況で、近隣市で事前配布の取り組みを行っているところは無く、備蓄をしていた西脇市も現在は備蓄されていません。また、兵庫県は、兵庫県地域防災計画の中で「屋内退避や飲食物の摂取制限等の防護措置によって、ヨウ素を含む放射性物質の内部被ばく、外部被ばくの影響を低減できるため、県において安定ヨウ素剤の備蓄は行わない。」と明記しており、「災害発生時、原子力規制委員会が安定ヨウ素剤の配布及び服用の必要性があると判断した場合、県は、関係機関と連携し、円滑に配布及び服用できるよう努める。」とあります。しかし、屋内退避のみでは市民の安心や安全は担保できず、万が一のときに安定ヨウ素剤が迅速に配布されることは困難であると想定されます。</p> <p>そうした現状を踏まえて、2回目となる安定ヨウ素剤事前配布事業3年間の報告書を取りまとめ、令和2年10月に開催した丹波篠山市原子力災害対策検討委員会で検討いただいたところ、今後も事業を継続していく必要があるとの方針が示されています。これを受けて丹波篠山市では福井県内にある原子力発電所が再稼働していく中で今後も市民の安心を求める声に応えるため、この事業を継続する必要があると考えています。</p> <p>もしもの場合に適切なタイミングで服用ができるためにも、受領率や更新率を上げることが課題となっており、受領されていない方との公平性の解決のため、きめ細やかに事業の必要性を周知しながら、また、新型コロナウイルス感染症の感染予防にも配慮した受領の方法や、経費のかからない方法も含め検討しています。</p> <p>その中で、現在郵送配布や動画配信による説明の活用など具体的に配布の仕方を変更できないかを、丹波篠山市原子力災害対策検討委員会を開催し専門的なご意見を反映した中で進めていることを令和4年6月23日開催の議会全員協議会でも報告を行い今年度変更できるように進めています。</p>
改善措置 公表日	令和4年6月29日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

<別紙>

**監査結果に対する改善措置通知票**

監査結果報告日	令和3年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 定期監査
対象部署等	人権推進課
対象事項	市審議会等への女性の登用促進について
指摘等内容	<p>第2次篠山市男女共同参画プランにおいて、政策・方針決定の場への女性の参画を促進するため、市審議会等における女性委員の登用率を30%以上（平成33年度目標値）としているが、令和2年4月現在においては25.3%に留まっている。</p> <p>今後は、第3次の丹波篠山市男女共同参画プラン策定に向けて、委員の選出規定や選出方法の見直しを図る等、積極的な取り組みをされたい。</p>
改善措置通知日	令和4年6月23日 改善措置通知
改善措置内容	<p>丹波篠山市第2次男女共同参画プラン（愛称：フィフティプラン 平成24年12月策定）で、「市政への女性参画の拡大」のため、「各種審議会等への女性の割合」について、令和3年度の到達目標を30%と設定していました。30%に達していない審議会を中心に、ヒアリングを行い、可能であれば女性の委員に変更いただくなど努力を重ねた結果、大幅に上回る40%を達成しました。</p> <p>兵庫県が令和4年3月15日に発表した「令和3年度 ひょうごの男女共同参画」で、「審議会等委員への女性の登用状況」について、丹波篠山市が県内29市12町中1位であることがわかりました。</p> <p>第3次男女共同参画プラン（計画期間：R4～R13）の検討策定中に達成したことから、第3次プランでは、中間年(R8年度)の目標を45%に上方設定しました。</p> <p>また、「審議会等における男女共同参画の推進に関する要領」を改正し、委員選定時には必ず男女共同参画担当課に合議する規定を設けました。</p>
改善措置公表日	令和4年6月29日 改善措置公表

**【留意事項】**

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。